

議案第 2 号

我孫子市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

行政手続法の一部改正を踏まえ、公示送達をインターネットを使用する方法等により行うこととするため提案するものです。

我孫子市行政手続条例の一部を改正する条例

我孫子市行政手続条例（平成９年条例第９号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（聴聞の通知の方式） 第15条 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。	（聴聞の通知の方式） 第15条 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること</u>によって行うことができる。<u>この場合においては、掲示を始めた日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>
4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧すること</u>	

ができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 から 4 まで 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「と

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 から 4 まで 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過し

き」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第３項及び**第４項並びに**第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第３項中「第１項」とあるのは「第28条」と、**同条第４項中「第１項第３号**及び第４号」とあるのは「**第28条第３号**」と、第16条第１項中「前条第１項」とあるのは「第28条」と、「**同条第４項後段**」とあるのは「第29条において準用する**第15条第４項後段**」と読み替えるものとする。

たとき」とあるのは「**揭示を始めた日から２週間を経過した**とき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあつては、**揭示を始めた**日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第３項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第３項中「第１項」とあるのは「第28条」と、**「同項第３号**及び第４号」とあるのは「**同条第３号**」と、第16条第１項中「前条第１項」とあるのは「第28条」と、「**同条第３項後段**」とあるのは「第29条において準用する**第15条第３項後段**」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第15条第３項及び第４項（これらの規定を改正後の第22条第３項及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。